

けん銃操法の一部を改正する訓令

〔平成13.11.30 警察庁訓令第13号〕

(概要)

本訓令は、警察官及び皇宮護衛官のけん銃使用に係る基本的な動作でけん銃訓練の標準となるべきけん銃操法の要領等を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

訓練責任者の責務

警察官及び皇宮護衛官の責務

回転式けん銃の操作要領

自動式けん銃の操作要領

等である。